二十二～二十四　（略）

二十五　冷機状態でのＮＲＴＣによる測定とは、原動機を備考第二十四号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

二十六・二十七　（略）

別表第一の二

一酸化炭素	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）
	ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	（略）	一キロメートル走行当たり一・〇〇グラム

二十一～二十三　（略）

二十四　冷機状態でのＮＲＴＣによる測定とは、原動機を備考第二十三号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

二十五・二十六　（略）

別表第一の二

一酸化炭素	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）
	ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値	（略）	一キロメートル走行当たり一・一四グラム